

# 税理士法改正問題

## 緊急報告・討論全国集会開催

「基本要綱」を修正し危険な方向へ



### 全国青年税理士連盟

東京都渋谷区千駄ヶ谷  
5-20-11  
第1シルバールビル5F501号  
電話 03(354)4162

発行人 小林繁夫  
会長 小 林 繁 夫  
編集人 石 亀 邦 俊  
広報部長 石 亀 邦 俊

去る三月四日東京の税理士会館において「税理士法改正緊急報告・討論全国集会」を開き、これまで日税連幹部との懇談会での感觸、さらに今後の進むべき方向づけなどを真剣に討議し、基本要綱に沿った法改正を実現しよう全国的な規模で運動をすることとした。

当日は確定申告期の最も忙がしい時期にもかかわらず、全国各地から約二百名の会員が参集し、法改正の経過報告、パネルディスカッション方式で討論が行なわれた後、最後に会場より緊急動議が提案され、「全国集会」を「基本要綱実現全国大会」とし、下記「決議文」を採択することが全員一致で承認された。

詳細な内容は、全青税だよりの三月十六日号を参照して下さい。

### 決議文

- 全国青年税理士連盟は、「基本要綱」実現全国大会の名のもとに業界の意思統一の証である「基本要綱」にそつた税理士法の改正を実現するため次のとおり決議する。
- 一、われわれは「使命の明確化」をはばむあらゆる妥協を絶対に阻止する。
  - 二、われわれは「自主権の確立」の放棄を絶対に阻止する。
  - 三、われわれは「代理権の確立」の後退を絶対に阻止する。
  - 四、われわれは不公平な「特別試験」を絶対に廃止させ「試験免除の導入」も絶対に阻止する。
  - 五、われわれは青色申告会・農協等諸団体の「税理士業務」の法制化を絶対に阻止する。

昭和五十三年三月四日  
全国青年税理士連盟  
「基本要綱」実現全国大会

# 足下を浚れるな!

スクワ

## 日税連山本執行部の

### 欺瞞に満ちた法改正の運動を糺す

会長 小林繁夫

#### はじめに

「税理士法改正」運動は、昨年12月27日の「国税当局と日税連との懇談会」を契機として、急ピッチで走り出した。しかも、税理士業界が、長期にわたる年月と膨大な費用をかけて機関決定した唯一の「意思決定」の「証」である「税理士法改正に関する基本要綱」(以下基本要綱と呼ぶ)は無視され、さらに、基本要綱にない一般試験制度、税理士の組織団体及び小企業納税者問題等について、これまでの日税連の機関決定を黙殺して、山本執行部の独断でこれらが追加され、「強行スケジュール」で、「建議方式」を前提にして進められている。これは全く話がちがう。

山本執行部の、昨年7月日税連会長選挙投票直前の日税連機関紙「税理士界」における「日税連幹部が5月31日、国税庁・大蔵省

主税局との幹部と会談し、また、日税連と税政連の幹部が自民党財政部会の幹部と会談したことによって懸案の税理士法改正は俄かにゴールが見えてきた感じとなった。(中略)ここに至って、税理士法改正は射程距離に入ったところか、まさしく指呼の間に迫ったといえる。」との報道は、一体何を根拠にしたものであったのか。国税当局から、山本会長に対し、会長選挙に有利になるように、何らかの材料が与えられたのか、あるいは、山本会長が、機関紙という公器を私物化して巧みな世論操作を行ったのか、何れにしても会員に對する極めて重大な欺瞞といわねばならない。

われわれは、39年当時の日税連執行部が、政府原案に対して「税理士界」号外ないし「要望書」等を通じ、「足下を浚われるな」と

強硬に反対したこととくらべ隔世の感を禁じえない。

#### 業界の総意の結集「基本要綱」

山本会長のような「基本要綱」理想論者からみれば、「ここ」で基本要綱の即時完全実現にこだわって教条的観念論を振り廻すにおいては満天下の信を失い、税理士法改正は失速し、墜落し、再び日の目を見ないことを恐れる。」という他人事のようなことがいえるだろう。しかし、基本要綱の「作成の経過」は、税理士法改正要望書記載の如くである。つまり、同要望書記載の如く、全面改正を意図した39年政府案の廃案という苦い経験から、七年にわたる年月をかけて慎重審議のうえとりまとめられた

#### 使命なしの法改正の危険性

日税連は、「納税者の権利擁護等抽象論について議論していれば

わたくしは、現下の法改正運動について、会員各位に、極めて遺憾なことではあるが、「日税連山本執行部に足下を浚われるな!」と強く訴えねばならない。

以下山本執行部の欺瞞を明らかにするとともに、その基本的な姿勢について糺したい。

#### 「基本要綱」

ものであり、業界あげての総力の結集なのである。

その内容は、次の三点、すなわち、(1)、国民のための税理士制度、(2)、権利保障の明定化、(3)、自主権の確立が基本的な柱を構成しており、決して理想ではなく、税理士並びに税理士業界の実態に則した改正点を中心をなしている。

にも拘わらず、日税連は、これまでに「基本要綱」について、一般会員が十分な理解を得るための努力を払っているとはいえない。

いつまでたっても具体的な法改正に入れないだろう」という困窮当

局の発言をうけ、現にこの路線にそって、法改正作業を進めている。

しかし、われわれは、再三にわたり、法律の「顔」ともいふべき「使命」を後廻しにしての法改正は本末転倒であり、その危険な方向性について強く指摘してきた。なぜなら、めざす「納税者の権利擁護」の正当性についてはすでに明らかにされているからである。

#### 昭和26年3月31日衆議院大蔵委員会において有田議員の「(略)

現在の税務代理士に対する国税局ならびに税務署の態度というものは一寸邪魔者扱いしているのではないか、(以下略)との質問に対し、大蔵省平田主税局長は「(略)ずっと古くはご指摘のような点は確かにあった。(中略)将来におきましては一層発展して税務代理士が単に税務署のつこうばかり聞くというのではなく、むしろ納税者の正当な利益と権利を納税者にかわって擁護する。こういう機関としてどうしても将来に発展をはかる必要があるのではないかと、このことを強く考えておる次第です。(以下略)」と答弁している。

さらに、有田議員の「(略)。税理士の地位が向上してきたならば、税務官庁に今後一つ十分協力

等抽象論について議論していれば

してそうして裁判所における弁護士と同様に税理士の地位を高めて納税協力の実をあげるようにしなければならぬ。(以下略)との質問に対して、平田主税局長は、「(略)同時に私は税理士各位が実力を養い、税務官署に対してむしろ堂々たる態度で正しい納税者の利益、権利を擁護するという意味において大いに活躍を願う。むしろそれによって税務行政自体が改善されるといふところまで活躍が期待されるような方向に行くのが理想ではないか。ことに申告納税制度の下においては、どうしてもこのような民間機関が相当発達して、納税者が遠慮なく相談し、それからまた税理士の各位は、法律に従って正しく納税者を指導し、その税理士業務をやっていたがそれによって本当に法律に基づくと公正な運用と税務官吏のややもすると起こす独善的な弊害を、チェックする機関といたしましては私は今後大いに活躍を期待したい。(以下略)」とごく自然に答弁しているのである。

また、この十三年後の昭和39年6月7日に衆議員大蔵委員会において、渡辺(美)議員が、前記平田答弁を引用して、「(略)これはいまから十何年も前に言っているの

です。どうも私は、いまの国税当局者よりもこの人たちのほうが幾らか頭が進んでいるのではないかとこのように気がする。(中略)さらに同局長はこう言っている。法律に基づく公正な税務の運用と税務官吏だけがややもすると起しやうい独善的な弊害をチェックする機関になつてもらいたい。いいですか、これはちゃんと見越しているのですよ。中には、数のうちだから、少しのほせ上がった税務官吏もおるであろう。(中略)こういう面において弊害を除去するための機関になつてくれ。こういうふうなことが税理士法制定の趣旨だということをもう一度認識してもらいたいし、そのとおりにお考えになつて実施をされているかどうか、その点を伺いたいと思ひます」と質問している。これに對し

当時の木村国税庁長官は次のように答えている。「ただいまお読みになりました平田さんの答弁は、私はそのとおりだと思ひます。全く同感であります。やはり税理士という職業は、納税者の権利、利益を擁護するということ、また、税法について適正な執行を行なうために、税法の正確な知識を納税者に与えていくことが一番大きな点だと思ひます。(中略) 私はい

まお読みになりました平田さんの答には全く同感でございます。」と前記平田主税局長答弁に對し、十三年後において、当時の木村国税庁長官は等しく容認している。

これらの点を踏まえて、全会的な討議の結果、「税理法改正に関する第一次試案」(以下第一次試案とよぶ)、「同第二次試案」(以下第二次試案とよぶ)を経て、昭和47年4月作成の「基本要綱」の中に、税理士の使命として、税理士は租税法主義にもとづき、納税者の権利を擁護し、適正な納税義務の実現を図るという趣旨が明確に規定されるに至つたのである

従つて、われわれの要望は、決して高遠な理想ではなく、広い認識と税理士制度の実態から当然のことなのである。にも拘らず、日税連が、使命後廻しの法改正を急いでいることは、納税者の権利擁護を意識的にさけて、むしろ、古くから繰返し指摘されているように、税理士を税務行政の補助機関に組入れることを目指しているものといわざるを得ない。極めて危険な方向であり、このような方向性からは、当然のこととして、われわれのめざす弁護士法になつた自主権などは到底実現しないことを識らねばならない。

### 政府が反対する特試の廃止

去る2月2日の本連盟執行部と日税連執行部との懇談の席上、日税連側は、特試廃止の要望に對して、「国税労組側はまず既得権だといふ考えが非常に強いと思ひます。それから政府当局も五万人の人事管理の面からどうしても譲れないといふ考えが、むしろ労組より強いんじゃないでしょうかね。」と答えている。わたしは、政府の特試廃止に對する今日の見解を識り改めて驚愕した。この考え方は少し押しすすめていくと、われわれ一般試験合格者といえども税務行政の延長線上におかれることになる。むしろ、現実には、そう考えられているところから、納税者の権利擁護なんてとんでもない、自主権なんてとんでもない、納税者の代理人なんてとんでもないといふことになるのは当然の結果なのである。至難・困難の政府見解は、このような観点から出てくることを認識の上、今後の法改

正運動に厳しく取組まねばならぬ。われわれの特試に関する認識は「基本要綱」にのべているとおりであり、税理士試験は、納税者の勝利を擁護するという、税理士の使命達成に必要な条件を備えているか否かを判定するものでありその資格付与には高度の国家試験を課するのは当然である。ところが、試験科目とその内容、ゆるやかな科目選択と参酌点制度、合格をさせるための口頭試験等を内容とする特別試験制度は、徴税機関に忠実な大量の税理士を生み出すことによつて、税理士を税務行政の補助機関へ組入れることを狙ひとしたものであるといわねばならない。

われわれは、このような特別試験を絶対に廃止させ、またこれにかわる試験免除制度の導入等のかかる妥協にも絶対に応ずるものではない。

### 見せかけの業務拡大

山本会長は、本連盟との懇談会の席上、本連盟の「39年政府案と変りないんじゃない」という感じをもっている」旨の質問に對し「そ

これは39年のものよりは、はるかにいいですよ。」と答えたので、すぐ、「たとえばどういう点でしょう。」と質問を続けたところ、「それは、まだそう簡単には、理事会にかけて承認を得てからでない」と……と絶句して答えていない。つまり、現下の重要な時期におけるこの答弁は、そのまま内容のないことを証明しており、政府見解の至難困難からも明らかかとおり、むしろ、失うものが余りにも大きいため、事前に得るものを明らかにしてしまえば、会員から改悪阻止運動が起ることをおそれるのである。

これまでのところでは、対象税目の包括規定化、個人の青色申告者の決算書の独占業務組入れ、会計業務を附属業務としてできることの明定化、調査の事前通知の確保などを言うのであろうか。

まず対象税目についてであるが、すでに昭和38年5月6日付日税連「税理士法改正要望書」において、「税理士の業務範囲を関税を除く、国税及び地方税全般に及ぶものとされたい。」と要望しており、廃案となった39年改正法案においてもとりあげられていたものである。その後、「第一次試案」「第二次試案」、「基本要綱」に

おいても一貫して要望しているところであり、歴代執行部の努力によるものと考えねばならない。

ただし、目下政府が導入を計画している「一般消費税」のためだけに考えるならば、去る2月2日の懇談会の席上明らかにされたとおり、現行税理士法2条に定められた「政令」の改正で、税理士の取り扱いが可能となる筈であり、対象税目の包括規定のために、ほかは何を失ってもよいということには絶対にならないのである。

次に、「会計業務を附属業務としてできることを明定すること」についても39年改正法案にすでに入っていたものであるが、この点に関して、13年前の昭和39年9月7日の「税理士界」は、「このよう

な事実を明記しただけのことであって、内容的にさしたる変化があったわけではなく、しいて言えれば、税理士も職業会計人であることが明確になった程度のものである。このような規定が設けられたことによつて税理士業務の範囲が拡大された如く誤解して、前述したような問題点を見落すようなことがあってはならない。」と警告していることが思ひ出される。一次試案」及び「第二次試案」を

経て、「基本要綱」に取り入れられたが、次のような危険がつきまとっていることを指摘しなければならぬ。

つまり、この点に関する日本公認会計士協会の考え方として、公認会計士法第2条(公認会計士の業務)を改正し、「公認会計士は、公認会計士の名称を用いて税理士業務ができる旨の規定を明文化すること。」と述べられている。

このような考えは、これまでたびたび指摘されてきているところであり、会計業務の現状確認の明定化と引換に、公認会計士に対して税理士業務を失うはめに至つても、これを防止することは、不可能となるであろう。

第三に、税務書類の範囲を拡大し、個人の青色申告決算書を税理士の独占業務の中に取込みたいとのことであり、そのままとれば、われわれの業務が拡大する如く受けられるが、実には、そうではなく、現在指摘されているような青申会等の税理士法違反行為について、これらが、合法的に税理士業務ができるようにしようという一大危険がかくされていることを見抜かなければならない。

そもそも、個人の青色決算書が税務申告の目的のみ作成されて

いるとの考えは肯定し難く、これを独占業務として税理士の業務に取込むことには、強力な反対が予想される。そこでそのような事情を考慮し、青申会、商工会等に対しては、山本執行部は、前以て、条文をもって措置しているように見受けられる。現行税理士法52条を次のように改正する意向である。

「(略)ただし、電子計算機を利用して帳簿類その他の計算書類を作成することを業とする者その他大蔵省令で定める者が、税理士の委託により、税務書類を作成(カットコ内略)する場合はこの限りでない。」(傍点は小生)というところである。若しこのような改正が行なわれれば、コンピューターセンター及び大蔵省令により認められた団体は税理士の派遣を受けて大々的に税理士業務を行なうことができることになるのである。さらに、その後出された「税理士の組織団体」(日税連山本会長素案)という資料には、「納税者の援助業務」として「税理士会は、納税者、その組織する団体、納税者を援助する事業を行うため国若しくは地方公共団体から補助金等の交付を受けている団体又は国若しくは地方公共団体の依頼又は委託に

応じ、税理士事務等を行わせるた

め会員をあっ旋し、(以下略)」と明記されており、税理士は、自らの事務所の仕事を犠牲にしても税理士会からの各種団体へのあっ旋を受けねばならず、これを拒めば会則違反により処分されるおそれがあることになる。強制的な義務を課せられることになるのである。

このように、単純に業務が拡大するようにみせかけ、実は、これまでの「派遣規則」を税理士法の本法に組入れることを狙いとしており、税理士会は、青申会等に対し、税理士をあっ旋し、あっ旋された税理士は、税理士会々則で派遣受諾を義務づけられ、青申会等は、大蔵省令の指定を受ければ、合法的に税理士業務が可能となるのである。

そのときには、大部分の税理士事務所が到底打ちできない多数の巨大な官制税理士事務所が、税理士法上合法的に出現してくることが予想され、大半の事務所は、その存立基盤を失うことになるであろう。

第四は、「税務調査の事前通知」であるが、われわれが目指す「基本要綱」では、「一週前までに、その旨を税理士に通知しなければならぬこととする。」となつて

いたものが、目下の山本執行部案（たたき台）によれば、「原則として、一週間前までにその旨を代理税理士に通知することとする。」となっており、「原則として」との表現をもって、基本要綱の趣旨は骨抜きにされている。最初から無理なものを、さも実現するかの如く、巧みな言いまわしで会員に幻想を与えているにすぎないのである。

### ■小規模問題は機関決定を尊重せよ

「小企業納税者問題をいかに改正税理士法に盛り込むべきか」との山本会長の付託に対する日税連各部各委員会の見解は次のとおりである。

先ず、小企業納税者対策委員会は、答申において次のように述べている。「当委員会は、小企業納税者対策を税理士法で義務づけること、並びに税理士業務の継続的周旋を認める団体を政令で定めることについても検討したが、前者は会員意識の実態からまた後者は特権付与の恒久化等の理由からいずれも多数意見により、反対の立場を採ることとなった。」

制度部としては、「小企業対策は税理士法改正とのかわりにおいてではなく、別途に検討される

ある。このような内容は、他にも多く指摘されており、山本執行部の巧妙な宣伝にのせられないよう、その真偽をクールに見分けていかねばならない。わたしは、「税務訴訟代理」などの実現こそをもって真の業務拡大と考える。

べきものであって、職業立法たる税理士法の中に取り込まれるべき性格のものではない。」と具申をしている。

税理士法改正対策委員会は、「委員会内部において種々協議の結果これを改正税理士法に盛り込むのは適当でないとの結論を得た」と当時の春好幸雄委員長（現日税連専務）の名をもって、中間報告として提出している。

調査指導部は、次のように具申をしている。「小企業納税者税務指導を税理士法で義務づけることは、前述のとおり、それが現状では必ずしも税理士業務に当たらないにも拘らず、税理士の義務が本来の業務以外の場において、法的に規制されることとなり、かえって

税理士のみを拘束する結果となるだけであるので、賛意を表することはできない。」

以上のとおり、2部・2委員会が、何れも、正規の機関として、小企業納税者問題及び銀行等が実施する税務相談等の業務に関し、これを改正税理士法に盛り込むこ

### ■独断と偏見の「組織団体」素案

去る2月2日の本連盟と日税連執行部との懇談会の席で、四元専務は、イデオロギー的発想のもとに、「……例えば、べらぼうに大きいところ、まあ東京ぐらいですな。こういうところは、また適正な規模に分けたらどうであるか。」と発言している。

しかし、組織のあり方については、すでに「第一次試案」及び「第二次試案」の段階において、検討の結果、「現行制度を維持する」ことを確認済である。

また、「税理士制度特別部会の審議結果の税制調査会への報告」においても一局一會制が支持されている。次のとおりである。（略）

現在、同一の国税局の管轄区域内に2個以上の税理士会が存在する地域が若干ある。しかし、すでにこの経過措置も七年以上の長きにわ

とに反対しているにも拘らず、山本会長は、独断で、今回の法改正に取込むことを強力で押し進めている。しかし、前記の機関決定を尊重することは山本会長の義務であろう。山本会長の猛省を促すものである。

たっており、もともとこのような過渡的措置を設けた理由も単に沿革的な事情にすぎないと考えられるので、主務官庁の監督、指導の便も考慮して、この機会に、原則どおりの一局一會制度に統一する

### ■原点に戻れ山本執行部

過日の日税連正副会長会において了承された「税理士法改正に臨む今後の具体的な活動細目」における基本事項には、個別活動は機関決定および機関ルールを遵守のうえ、推進する。と明記、確認されている筈であり、山本執行部は、この確認事項に従って進めるべき義務を負っていることを忘れてはならない。

ところが、山本会長は、前記の本連盟との懇談会の席上、「はじ

ことが望ましい。」

このように、内外の支持を得ている組織問題について、山本会長は、突然、「会長素案」として持ち出してきたことは全く理解できない。

しかも、突然出された山本会長素案の改正理由をみると、機関による審議を経た見解ではないため随所に独断と偏見がみられ、提案の必要性は全く感じられない。われわれは、本問題は、税理士会の自主権の獲得を要件として論じられるべきであり、自治権至難のもとで、いたずらに、税理士会内部に混乱を招きかねない組織問題を持込んではいならないと考える

めての原案なり素案をつくるのは誰がつくろうか、どうしようか、とにかく私が認めてつくらせて、そして提出するんですから、それをいちいち、いつたい誰がつくって、どんなになっている。そんな手続はいらんでしよう。」とそもそも機関などというものは初めから頭にないことを平然と発言している。

以下に、山本会長ほか一部幹部の法改正に関する義務違反ないし

機関無視ともいへべき事項に言及することとする。

先ず、山本会長は、去る1月26日の日税連正副会長会に対し、業界の要望する基本的な柱である「使命」、「自主権」、「代理権」、「特許廃止」等は、すべて至難・困難という政府側の見解を、「山本会長感觸メモ」という形で提出している。これは、「基本要綱」の修正を求める重大事であり、山本会長は、いたずらに策を弄することなく、会員に対し速やかに可能な実情を報告し、今後の法改正に対する判断を仰がねばならない。

さらに、同日、逐条に整理された「研究資料」(たたき台と呼ぶもの)と称した改正案文が突然提出された。前記至難・困難をそのまま作文すれば判り易いものを、なぜか会員の眼にストロートに映らないよう極めて巧妙に構成されている。結果的には、正副会長会では、再度にわたる審議の結果、審議に値しないものとして、実質的にたな上げされている。

その後去る1月30日付で、一般試験制度の手直しを主要内容とした「税理士の資格及び試験」について、山本会長から税対委員会に付記されたが、同委員会は全体会

議では、意見がまとまらず、同委員長は、「賛意は得られませんが」と結果報告している。基本要綱の重要な修正を一部幹部が作案しているところから、税対全体会議での「昭和39年の政府案より劣る」との委員発言に表現されているように改悪となるものである。

続いて山本会長は、去る2月23日の正副会長会に「税理士の組織団体」についての会長提案を提出されたことは既に述べたとおりである。しかし問題多く目下機関として実質的な審議はなされていない。

このように、法改正の重要な内容が一向にかたまらないにも拘らず、山本会長は、スケジュールは既に設定しているようで、去る3月23日の正副会長会に、「昭和53年通常国会(昭和54年1月15日)において、税理士法改正法律案の審議が順調に進められる」ように「税理士会の現在役員任期を一年間延長する」べく日税連が各単位会に勧告することを提案した。なんのことはない山本会長の「本音」が出たわけだが、さすが会員無視の提案に正副会長会では賛成得られず「保留」となった。

現行税理士法のもとでは、日税連は全国の税理士会を構成員とし

て成立っており、具体的には単位税理士会々々14名が中心となって運営されている。日税連会則第2条の目的には、「税理士会及びその会員の指導、連絡及び監督並びに税理士の登録に関する事務を行うことを目的とする」と明記されているとおり、日税連は、「とりまじめ」役が中心であり、会員が構成する各単位税理士会こそ主体があることを識らねばならない。つまり、日税連山本執行部は、各

### 全 青 税 の 取 組 み

単位税理士会々々員の意向を無視して「独り歩き」することは絶対に許されないものである。山本執行部は、速やかに、会務運営の原点に戻って、会員のための会務運営に徹底して貰いたい。さらに、法改正に関しては、すべての関係各部、委員会を総動員してほしい。現行評議員制度の活用も併せて考えられよう。要は、山本会長の決意にかかっている。

本連盟は、昨年4月頃からの山本執行部の報道に疑問を感じ、懇談会の申入れをすともにも、法改正に関するキャンペーン活動を開始し、同時に全国各地で法改正の勉強会を開催した。本年度は、当初より理事会等の会議を各地に出張開催したこともあり、52年12月27日付報告書、去る1月26日の日税連正副会長会の結果及び去る2月2日の日税連執行部との懇談内

容から青税会員の反応は速く、山本執行部の基本要綱無視に対する怒りは各地に湧き起った。そして遂に、われわれにとって最も忙しい3月4日に「緊急報告大会」を決定した。全国各地から一八五名の参加を得て、討論は終始われわれ執行部が受身に立たされ、緊急動機が出され、「基本要綱実現全国大会」の名のもとに五項目の決議を採択した。

### む す び

若し、山本執行部が、これまでのように、基本要綱を無視または逸脱した改正内容を、短期間のう

ちに、国税当局の力を得て、単位税理士会に十分な審議時間をとらせず、安易に多数決原理に訴える

ようなおそれがれば、事態は最悪となるであろう。現在の欺瞞に満ちた山本執行部の失政によって税理士制度がいささかも悪影響を受けることは看過できない。

それにつけても、殆んど変らないう内容の「政府案」に対して、「業界の危機きたる」として、「改正案に隠された真の意図」を全会員に訴えた、昭和39年当時の日税連執行部の強硬な反対姿勢と対比して考えないわけにはいかない。

われわれは、これからの法改正運動においては、使命の明確化、自主権の確立、代理権の確立、特許廃止と試験免除の導入阻止、青申会等に対し税理士業務を許す法制化を阻止すとともに、改正法案の建議方式は絶対に避けねばならない。納税者の代理人としての税理士制度の確立を目指し、どこまでも、税理士界の「良識」たる自覚と責任をもって、広く強力な運動を根強く推進しよう。

全会員の理解と協力をお願いします。

本稿を含め法改正に関する意見、批判などをお寄せ下さい。  
事務所〇三(八三)二七三〇  
自宅〇四五(六六)二七五〇

# 主 張

日税連は、四月十四日理事会を開催し、「税理士法改正運動計画大綱」を審議可決した。

これは税理士法改正の一連の運動計画大綱をとりまとめたものであるが、細目にわたって検討を加えてみるというところと矛盾もあるし、危惧されることもある。

「基本要綱」はどうなっているのだろうか。

法対運動に占める日本税理士政治連盟の位置づけはどうなっているのだろうか。

政府と合意に達した「改正素案」なるものを税理士会はこの機関で確認するのだろうか。

「税理士法改正案」が国会に上程された場合に、昭和三十九年の税理士法改正案と同じく、あちらこちらから反対運動がもちあがったかどうか。

などなどである。

## 青税連こそ税理士会の良心

青税連は、結成以来税理士会の良心として時勢や権力におもねらず、健全なる在野精神を発揮してきた。

昭和三十九年の税理士法改正運動においては、一般試験合格者の団体（排他的な団体ではない）として特別試験制度の廃止に伴う認定制度への移行に反対するとともに、税理士の使命の明確化や税理士の代理権の確立、税理士会の自主権の獲得について理論的な水準を高め、日税連の法対運動に献身的な協力を惜しまなかった。

昭和四十九年三月に成立した商法改正についても、日税連の正しい法対運動を支援するとともに、

税理士会が揺らぐときこそ、雑音にまどわされず、純粹に税理士制度の発展を願う青税連の出番であると思う。

われわれは、税法はもとよりのこと憲法の精神にも照らし、納税者の権利を最大限擁護するように努力しているのではないかと、税理士の使命が明確になれば、税理士会の自主権についても自ずと答がでてくるのである。

# 揺らぐ税理士会に揺がぬ青税

## 税理士法改正運動について考える

日税連が反対運動を収束したのちにおいても、日税連が掲げていた当初からの方針に基いて中小会社と税理士の權益を護るために日夜を分かたぬ努力をなし、青税連活動に対する内外の声価を大いに高めた。

税理士会内部が税理士法改正運動の是非をめぐって騒然としている今日の状況に鑑み、青税連の動向こそが正しい税理士法改正運動の推進の鍵を握っているといっても過言ではない。

われわれは、税法はもとよりのこと憲法の精神にも照らし、納税者の権利を最大限擁護するように努力しているのではないかと、税理士の使命が明確になれば、税理士会の自主権についても自ずと答がでてくるのである。

われわれは、日税連の機関決定に至るまでの間、「基本要綱」の実現のために全力を傾注することが肝要である。日税連という組織は、十四人の正副会長と専務理事によって動いているといっても過言ではなく、日税連の特徴をよく把握した働きかけが必要である。

日税連が反対運動を収束したのちにおいても、日税連が掲げていた当初からの方針に基いて中小会社と税理士の權益を護るために日夜を分かたぬ努力をなし、青税連活動に対する内外の声価を大いに高めた。

税理士会内部が税理士法改正運動の是非をめぐって騒然としている今日の状況に鑑み、青税連の動向こそが正しい税理士法改正運動の推進の鍵を握っているといっても過言ではない。

われわれは、税法はもとよりのこと憲法の精神にも照らし、納税者の権利を最大限擁護するように努力しているのではないかと、税理士の使命が明確になれば、税理士会の自主権についても自ずと答がでてくるのである。

われわれは、日税連の機関決定に至るまでの間、「基本要綱」の実現のために全力を傾注することが肝要である。日税連という組織は、十四人の正副会長と専務理事によって動いているといっても過言ではなく、日税連の特徴をよく把握した働きかけが必要である。

税理士会内部が税理士法改正運動の是非をめぐって騒然としている今日の状況に鑑み、青税連の動向こそが正しい税理士法改正運動の推進の鍵を握っているといっても過言ではない。

われわれは、税法はもとよりのこと憲法の精神にも照らし、納税者の権利を最大限擁護するように努力しているのではないかと、税理士の使命が明確になれば、税理士会の自主権についても自ずと答がでてくるのである。

われわれは、日税連の機関決定に至るまでの間、「基本要綱」の実現のために全力を傾注することが肝要である。日税連という組織は、十四人の正副会長と専務理事によって動いているといっても過言ではなく、日税連の特徴をよく把握した働きかけが必要である。

われわれは、日税連の機関決定に至るまでの間、「基本要綱」の実現のために全力を傾注することが肝要である。日税連という組織は、十四人の正副会長と専務理事によって動いているといっても過言ではなく、日税連の特徴をよく把握した働きかけが必要である。

われわれは、税法はもとよりのこと憲法の精神にも照らし、納税者の権利を最大限擁護するように努力しているのではないかと、税理士の使命が明確になれば、税理士会の自主権についても自ずと答がでてくるのである。

われわれは、日税連の機関決定に至るまでの間、「基本要綱」の実現のために全力を傾注することが肝要である。日税連という組織は、十四人の正副会長と専務理事によって動いているといっても過言ではなく、日税連の特徴をよく把握した働きかけが必要である。

われわれは、日税連の機関決定に至るまでの間、「基本要綱」の実現のために全力を傾注することが肝要である。日税連という組織は、十四人の正副会長と専務理事によって動いているといっても過言ではなく、日税連の特徴をよく把握した働きかけが必要である。

われわれは、日税連の機関決定に至るまでの間、「基本要綱」の実現のために全力を傾注することが肝要である。日税連という組織は、十四人の正副会長と専務理事によって動いているといっても過言ではなく、日税連の特徴をよく把握した働きかけが必要である。

われわれは、税法はもとよりのこと憲法の精神にも照らし、納税者の権利を最大限擁護するように努力しているのではないかと、税理士の使命が明確になれば、税理士会の自主権についても自ずと答がでてくるのである。

われわれは、日税連の機関決定に至るまでの間、「基本要綱」の実現のために全力を傾注することが肝要である。日税連という組織は、十四人の正副会長と専務理事によって動いているといっても過言ではなく、日税連の特徴をよく把握した働きかけが必要である。

われわれは、日税連の機関決定に至るまでの間、「基本要綱」の実現のために全力を傾注することが肝要である。日税連という組織は、十四人の正副会長と専務理事によって動いているといっても過言ではなく、日税連の特徴をよく把握した働きかけが必要である。

われわれは、日税連の機関決定に至るまでの間、「基本要綱」の実現のために全力を傾注することが肝要である。日税連という組織は、十四人の正副会長と専務理事によって動いているといっても過言ではなく、日税連の特徴をよく把握した働きかけが必要である。

# 税理士法改正に関する意見

「税理士法改正研究資料」等にある主要事項について

神奈川青年税理士クラブ

## 一、税理士の使命について

税理士の使命の問題は、税理士法改正を進めるにあつた基礎的な位置づけをなすものであり、決して抽象的観念的改正事項ではない。憲法に規定する租税法律主義にもとづいて、納税義務を果すための納税者の代理人としての立場を明確にし、法律にしたがって「納税者の権利」を擁護することを税理士の使命とする。これは、税理士法改正に関する基本要綱（以下基本要綱という）において具体的問題として述べているところである。

研究資料の改正理由中、基本要綱制定当時の使命に対する税理士の考え方を、国税当局側が、国家と国民を対立関係の中にとらえたものとみているとあり、これをそのまま山本会長が是認しているようであるが、これこそ基本要綱制定のいきさつとその内容について山本会長の無理解を示している

ものであるといわねばならない。

いうまでもなく、租税法律主義は市民社会における課税権の基本をうたったものであり、これをうけた「納税者の権利擁護」は、市民権の当然の行使を述べたものにつきないからである。

「研究資料」の「独立不偏（又は公正不偏）の立場」は、現行中正な立

## 二 税理士の業務について

今回の法改正の中では、業務の拡大が、会員に対する大きなメリットであると盛んに説明されているようである。

改正点は果して業務拡大としてメリットのあるものであろうか。特に「税務官公署に提出することを直接の目的として作成する書類及び当該書類の作成の基となった帳簿類を税務書類に含める。」（税務書類の項）については、個

場と何ら異なるものではない。また、「租税正義を守る」という文言は、具体的内容に乏しく法律用語としての安定性に欠く。

われわれは、基本要綱に述べているとおり、民間における税の職業専門家の立場にふさわしい「納税者の権利を擁護し」、「租税制度の改善に努力」することを具体的文言として案文にすべきであろう。

人の青色申告者の帳簿類や、零細企業者の帳簿類等を想定するような説明がされているようであり、これを税理士の独占業務に取り込むことにより、税理士の業務の拡大になり、小企業納税者対策の一元化になると考えているようであるが、これには大きな問題が隠されている。

個人事業者にしる零細企業にしる、現在では帳簿は単に税務のため

めに作成されているとする認識は現状無視である。青色申告会でも青色申告用帳簿は事業の業績を知るために奨励しており、合せて税務所得を導くために作成指導しているのが現状である。たとえ零細業者にしる、業績を知るための帳簿の作成はこれら益々必要とするものであり、これらの帳簿類を税務書類とのみ断定し、独占業務に組込むことには無理がある。

次に重大な問題は、「研究資料」中税理士業務の制限事項について法第五十二条を次のように改めることとしてはどうか。

「税理士でない者は、この法律に別段の定がある場合は除くほか税理士業務を行ってはならない。ただし、電子計算機を利用して帳簿類その他の計算書類を作成することを業とする者その他大蔵省令で定める者が、税理士の委託により、税務書類を作成（注、この改正要領によれば、前出のとおり、「税務官公署に提出することを直接の目的として作成する書類及び当該書類の作成の基となった帳簿類を含む」とことなっている）とされている個所である。」

税理士の独占業務と見せかけ、業務拡大と説明している裏で、特に「その他大蔵省令で定める者」を税理士の独占業務からはずすことである。

すなわち、青色申告会や法人会、商工会議所など、これまでの税務協力団体に対して、公然と適法に税理士業務ができる途を開くことになる。

これまでも上記三団体については、三者協定を結び、税理士と協力関係にありながら、税理士法に抵触する行為や、税理士の業務侵害になる事実があり、これらの場合には、現行税理士法が一応の歯止め又は抗議のよりどころになつてきたのである。これが「研究資料」によれば、上記三者等は電算機業務と結びついて大規模官製税理士事務所を形成するであろう。

この段階ではもはや彼らは税理士法第五十二条によって認知された団体であるため、税理士法違反問題は起きえない。そこでわれわれの業務は業務拡大どころか、関与先を奪われる事態すらまねくことになる。

この場合文中の「税理士の委託により」は実質上意味をなさなくなるのは当然であろう。



### 三、試験制度について

資格制度の良し悪しは、その資格取得制度に裏打ちされているといわれる。基本要綱は無試験資格付与の範囲を極力縮小して、弁護士等の制度に比肩しうる試験制度へ近づけるべく方向付けをしている。この中で、昭和三十一年五月に暫定的に設けられた不公平な特別試験制度を廃止することは、税理士法改正にさいして他の一切の事項に優先するといっても過言でないと思われるのである。

ところで今回の研究資料及び試験制度に関する会長諮問は現行よりも一層の不公平な資格制度を定着させようとしている。特別試験制度を廃止することは、われわれの念願としてきたところであるが問題は、その代替として、一般試験の中に、特権的免除規定を拡大し特別試験該当者に相当する者について全科目免除方式すなわち無試験資格付与の規定を設けようとしていることである。特別試験は容易とはいえ簿記の試験を科している。今回の案ではこれすら受けなくすむことになる。一般試験受験者に対して現行よりも一層の不公平を助長することになる。これでは何のための改正かわからない。また昭和三十九年の政府案ですら、税務職員の資格認定について「管理し、又は監督的期間が通算して五年以上」という規定を入れてチェックしていたにもかかわらず、今回の日税連会長作成の「研究資料」はそれすら入れていないのである。

免除規定の中で税理士事務所二〇年以上のものについては簿記、財務諸表の科目免除を入れるように考えているという。基本要綱で無試験資格付与の範囲を極力縮小しようとしている税理士会側が、税務職員に対する科目免除と同じような考え方でこのような規定を設けようとするのは、自己矛盾というほかないし、税理士事務所職員にとっても、現実性がないので、このような規定は入れるべきではない。

また、試験科目の中に税理士法を新設する案についても、表面的なものにとられず、その意味する内容についてよく考えるべきであらう。「基本要綱」に基づく税理士法

改正が行なわれなまま、これを試験問題にとり入れることは、税務行政の単なる補助機関化している現行税理士法の考え方をまずテレストしてから税理士にするということにならう。

例えば、中正な立場を否定する答案を書いたら、いつまでたっても、税理士にはなれないことになる。悪くいえば、いわゆる「踏み絵」的試験科目になる危険をもっている。

法改正を進める運動論としても特別試験制度の廃止は重要な項目である。現在附則で規定されている特別試験制度は、行政府からみても「継子」的存在として、本法の中に早く規定したい事項である。

この点に関しては、法改正の要請を行政府側も持っていることになる。この問題が片付いてしまえば、行政府は都合の悪い法改正には目をむけなくなるであらう。

従って税理士会側は他の改正項目を要求する際の切り札として、ねばり強く特別試験廃止を無試験資格付与の代替なしに要求していくべきである。

### 四、税理士の権利義務について

研究資料中、特に「(三)調査に関する意見の聴取」の項については、法第三十三条の二の書面(計算事項等を記載した書面)の活用による税務監査制度——税理士が依頼関与先の内容について税務当局に税務上の監査意見の証明をするもの——の導入に結びつく危惧があることを指摘しておきたい。昭和三十一年法改正の際に新しく規定されたこの規定は、税務行政上の意図とは逆に税理士会員は、納税者の代理人としての立場から、関与先の税務監査の内容の証明の必要性を認めず、殆んど活用されないのが現状である。しかし最近のいわゆる確認書添付制度にみられるように行政府から税務監査的なものを税理士に要請してくる傾向がみられる。

また、調査対象の選定や調査の実施については税務当局が独自に行うべきことであって、立場の異なる税理士が、それについて意見を述べることでもない。もし研究資料にいう「調査に関する意見聴取」を行なうとすれば、依頼人たる納税者の依頼を得ることはできないばかりか、納税者の代理人、権利の擁護者たる税理士の職責は全うせられないことになる。

### 五、自主権について

研究資料の中にみられる自主権に関する部分は、税理士の懲戒処分について事前手続としての懲戒審査会を設けることについてだけ提案されている。この部分は三十九年改正案における「懲戒の手続」国税庁長官は、前二条の

規定により懲戒処分をしようとするときは、税理士懲戒審査会の意見をきかなければならない。」に相当するもので、これはあくまでも税理士の懲戒権を監督官庁の手許におくことを前提としている。研究資料の冒頭(4)にある、「弁

護士制度における完全な自治権に類する制度の創設を期することは至難のように思われること。」「完全な」自治権どころか、三十九年改正案の趣旨から変らない考へ方からみると、現行法第四十九条の十八（総会の決議の取消及び役員解任）第四十九条の十九（一般的監督）第五十五条（監査上の措置）税理士に対する業務監査権）など数多くある監督上の規定

### 六、税理士会の組織について

組織の改正については、研究資料の提示と合せて、山本会長より口頭の説明による改正要領が示されている。この部分については、基本要綱で保留ないし欠落した事項の補充として説明されているが組織については、これまで何ら正当な機関での討議に附されていない部分であり、山本会長の一方的判断で突然でてきた感じである。現行法におけるような税理士会及び税理士に対する監督権の強い

について、何ら改正案は示されていない。この案にみられるところ、基本要綱に基づく税理士会の主張点が、認められないのは、誠に奇異に感ずるところである。当面獲得する具体的目標は何なのか、例えば、一般的監督権及び総会の決議取消権並びに役員解任権の廃止などを具体的に提示していくべきであろう。

現状での組織の細分化は、監督官庁に対する税理士会の組織の弱体化を意味することにならう。そこで税理士会の組織の改善は自主権の強化・確立と合せて検討すべきである。また日税連会長の選任方法の改善や機構の改善と合せて検討すべき問題である。これらの検討は今回の改正スケジュールの中では、時間にも到底結論を得られるものではない。

### 七、建議方式について

昭和三十九年の政府案の廃案のあと、税理士会は国民のための税理士制度の確立を旨として努力し

てきたといつてよい。この努力は、昭和四十五年七月の「税理士法改正に関する第一次

試案」の作案以来「第二次試案」を経て昭和四十七年六月に基本要綱ができるまで、各税理士会の会員の討議の積み重ねという形で続けられてきたのである。

また、昭和三十九年の廃案運動を経験する中で政治運動の必要性重要性が痛感され、今日にみる税理士政治連盟の発展強化に結びついてきた。税政連の強化は正に時を同じくして作成された基本要綱達成への大きな推進力になるものであった。

現在の政治状況の中で、税理士会が基本要綱に基づく税理士法改正の主張をしていくためには、税理士会側が関係各界及び行政府に対して力強い説得をねばり強く行なわねばならないものである。

今回、「国税当局と日税連との懇談会」におけるいわゆる建議方式—国税当局と日税連との間で得られた成案について、日税連が政府に対して「こういう税理士法改正をしてほしい」旨の建議をする形—は、修正申告方式に例えられるように、法案審議の場である国会において、異議申立ては勿論積み残し部分の追加修正すら一切放棄することとなる。

研究資料冒頭の会長感懐に挙げられた六項は、すべて基本要綱に

対して困難であり、至難であると説明され、昨年十二月二十七日の「国税局と日税連との懇談会」における政府側の意向に基づいて作成されている。要は最も基本的事項についての基本要綱の内容は、いっさい容れられないという趣旨であろう。

このような内容をもった山本会長による「研究資料」が行政府側と大筋の打合せ（二月二十七日東京地方会理事會にて四元日税連専務理事説明より）によりまとめられたものであり、これが前述の建

### 文書提出命令を申請

#### 結審は数ヶ月延びるか

東京地裁第一六回法廷は三月二四日に開かれ、文書提出命令をめぐってのやりとりが行われた。

前回法廷における「これで結審」との裁判所の方針に対し、一人だけの原告調べて結審するのは審理をつくしたとは考えられないとする原告側は、三月一七日に文書提出命令の申請をなした。

申請した文書の内容は  
一、昭和四五年以後の特試の問題、回答、採点基準書。  
二、税理士法四二条に関する、関与の承認申請書及び承認書、意見

議方式で進められるとすれば、建議方式こそ基本要綱の内容を自ら引下げた上で、税政連という手足の活動をも封じ込めるものといえよう。

織本日税連税対委員も「現段階で政府提案を指摘しながらも政治情勢如何によっては議員提案になり得るかもしれない。」（税理士界七百二十三号）旨指摘されているように、税政連の力を立法段階で充分に生かされるような道を求めるべきであろう。

特試連憲訴訟だより—  
さて法廷の冒頭で裁判官が申請採否の合議に入ろうとしたので原告代理人が待ったをかけた該申請についての補充説明をおこなう。その後合議に入り結局次回迄に文書で採否を通知することとなった。今後の見通しとして、文書が提出されればそれに基づいてより深度有る審理がなされるであろう。申請が却下されれば高裁へ抗告することもある。いずれにせよ結審、判決は数ヶ月延びる見通しとなった。（大阪 亀田記）

# 我国の租税制度への提言

付加価値税対策委員長 江 成 健 一

## I はじめに

租税制度は民族的、政治的且つ歴史的な所産である。その意味では絶えず変化する面をもつものである。

即ち所得の再分配、及び経済の安定と成長といった経済政策の諸目的を達成する租税政策としての一面である。

所得税の累進課税をこの面からとらえると、所得の再分配機能と自動安定化機能による経済の成長、発展に資すると考えられるからであつて、「課税の公平」からのみではない。経済の安定、成長ということから考えると赤字国債の発行も考えられるが、将来の世代的租税負担により償還するといふことになる。世代間の「課税の公平」面は無視されることにならぬ。

他方において、租税制度として当然に維持されなくてはならない原則も又存在する。

特に「課税の公平」はその中心的存在である。

二十世紀初頭よりの世界各国の総合所得課税への移行は「課税の公平」よりの要請にもとづくものである。更に近年においては課税所得概念に対する変化もみられつつある。即ち税源論からも否定されてきたキャピタルゲインに対する課税から、贈与、相続その他一切の収入を課税所得として含めるべきであるとのカナダ王立税制調査委員会の提案及び我国においても一部の学者より提言されている包括所得税構想等は今後十分に検討されるべきものと考えられる。

又現在のようにインフレが定着するとストック課税もフロー課税である所得課税を補充するものとして充分検討されるべきものと考えられる。

更に受益者負担の要素を強く打出した目的税の創設も近年多くみられるようになった。目的税のみならず、租税に関する考え方が「反対給付としての性質を持たず一方的に課税するもの」から「直接若しくは、間接の国家の公共サービスに対する反対給付的性質のもの」へと変化してきている。

以上の考察より、租税制度の中には経済政策の手段である租税政策としての絶えず変化する局面と租税制度を支える不変のものとしての「課税の公平」という根本原則があることがわかる。池田勇人著「均衡財政」によれば「公平の原則も勿論、租税原則として重要であるけれども、それだけが原則の全てではない。相矛盾するような各種の原則と要求とを総合的に考えて全体として最もいいバランスをとることが政治である。私はこの点において相当強く資本蓄積経済回復の要求をとりあげてきた。そして将来に対しても同様の態度で行ないたい」と述べている。

「課税の公平」の意味するもの

租税法律主義の原則は、税を課し、これを収納するための法規が、法律や条例をもって定められていさえすればそれで満足するというものではなく不承諾課税禁止の原則からである。不承諾課税禁止ということは納税義務者にとって公平であり、平等なものでなければならぬということの要求である。この公平ということの意味は、実質的にみてのものである。

具体的に云うと納税義務者の税の負担が夫々の納税義務者の税を負担し得る個人的な経済的な能力(租税能力)に相応したものでなければならぬ。これは応能負担の原則といわれるものである。

中期の我国の経済成長率をという安定成長径路をたどるとすると法人利潤は、新技術の開発による経済成長をリードするような産業が、出現しない限り、定着したインフレに伴なう増収徴益となる。法人税収は、当然伸び悩むこととなる。

一、自動安定化機能、累進構造をもつ所得税や景気変動に敏感な法人税のウェイトが高い場合にはこの機能は優れている。「均衡予算」においては、税収の増加は歳出の増加に充たされ、この機能は減殺される。

又、特別償却、その他の内部留保制度も、この機能を低下させるものである。

二、減税と財政支出の経済効果の違い、減税の効果が政府財政支出と比べると減税が消費に対する効果を通じて所得水準に影響するというワンステップを通る為、貯蓄分だけ弱くなる。国民経済全体としては判るが、個々の国民にとっては必ずしも納得できない点がなくもない。

三、所得再分配機能、累進構造をもつ所得税は所得の再分配機能を有することは、自明のことであるが、国民経済活動の中で得られた所得であるところから累進構造は是認されるべきである。

四、資本蓄積機能、特別償却制度の導入は資金の留保を一層早めるとともに投資を増大させる。この点より好況期には自動安定化機能を減殺する。

## II 租税の経済的諸機能

一、自動安定化機能、累進構造をもつ所得税や景気変動に敏感な法人税のウェイトが高い場合にはこの機能は優れている。「均衡予算」においては、税収の増加は歳出の増加に充たされ、この機能は減殺される。

又、特別償却、その他の内部留保制度も、この機能を低下させるものである。

二、減税と財政支出の経済効果の違い、減税の効果が政府財政支出と比べると減税が消費に対する効果を通じて所得水準に影響するというワンステップを通る為、貯蓄分だけ弱くなる。国民経済全体としては判るが、個々の国民にとっては必ずしも納得できない点がなくもない。

三、所得再分配機能、累進構造をもつ所得税は所得の再分配機能を有することは、自明のことであるが、国民経済活動の中で得られた所得であるところから累進構造は是認されるべきである。

四、資本蓄積機能、特別償却制度の導入は資金の留保を一層早めるとともに投資を増大させる。この点より好況期には自動安定化機能を減殺する。

## III 「課税の公平」の意味するもの

租税法律主義の原則は、税を課し、これを収納するための法規が、法律や条例をもって定められていさえすればそれで満足するというものではなく不承諾課税禁止の原則からである。不承諾課税禁止ということは納税義務者にとって公平であり、平等なものでなければならぬということの要求である。この公平ということの意味は、実質的にみてのものである。

具体的に云うと納税義務者の税の負担が夫々の納税義務者の税を負担し得る個人的な経済的な能力(租税能力)に相応したものでなければならぬ。これは応能負担の原則といわれるものである。

## IV 財政の中期見通し

中期の我国の経済成長率をという安定成長径路をたどるとすると法人利潤は、新技術の開発による経済成長をリードするような産業が、出現しない限り、定着したインフレに伴なう増収徴益となる。法人税収は、当然伸び悩むこととなる。

所得税収に関しては名目収入の増加に伴なう、大幅な増収が見込まれる。

これに対して、財政支出に關して經常支出の増加、高福祉に伴なう社会福祉費用の増大、社会資本の増大が考えられる。

中期財政見通しより考えられることは財政収支が逼迫するであろうということである。

### V 高福祉、高負担の内容

高福祉、高負担とはよく云われることばであるが、問題は誰が負担するかということである。

ここで、充分考えなければならぬことは「課税の公平」である。直間比率というような外形的なものからの負担論でなく考えなくてはならない。

逆進性の強い一般消費税の導入は実質的には高福祉につながるものではない。「課税の公平」をふまえた上で、税源を考慮すべきである。

### VI 我国租税制度への提言

我国の経済の実体は、規模と技術水準において世界的なものとなっている。

過去の経済目標も一応達成されたように思える。今後の経済の低

成長時代においては、租税の経済政策としての機能はむしろ低下するものと考えられる。

既に述べた財政の中期見通しによっても判るように今後益々減税策はとれなくなるだろうし、特別償却制度は撤廃される方面にあるだろうと推察される。又法人税収の減少は自動安定化機能を低下させるものと思われる。

このように経済環境的にみると経済政策的租税政策は実施困難となるであろうことが予想される。更に租税制度の根本原則は応能負担の原則による課税の公平であるべきであるという租税制度本来の姿からしても、当然に「課税の公平」が、租税制度の中心として要求されるものと考えられる。

租税制度において課税の公平を維持し、財政収入を確保するには如何にすべきであろうか。基本的には逆進性の強い間接税の導入を避け直接税主導型の現在の税制を維持すべきである。

総合所得課税における源泉分離課税、譲渡所得課税の見直し等により所得税課税を本来の姿に戻すことを充分検討すべきである。学者の試算によるとこのことから教

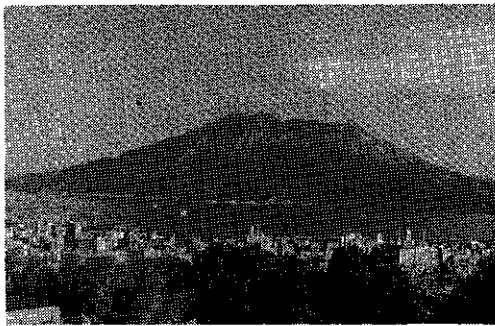
兆円の財源が生ずるとさえ云われている。又定着化したインフレに

においては所得税を補充する意味でも、富裕税等は妥当であろうと思われる。

財源の不足は単に新税の導入により調達するという安易な方法によらず、誰がどれ程租税を負担すべきかということはその中心に

## 鹿児島大会への二案内

全青税最大の行事であり、内外の注目を集める第十一回定期代議員総会が、初めて海を渡った、九州の南端、鹿児島で開催されます。日程も、我々青税会員の子弟の殆んどが、夏休みに入る七月二十一、二十二、二十三日を



能負担による課税の公平という根本原則を置かなければならない。国民経済的見地を併せ考えても

今後の我国租税制度の基本には益々応能負担の原則にもとづいて「課税の公平」の比重が増大しなければならぬ。

び、日頃とかく子供達とのスキップに欠ける不名誉を挽回する絶好の機会にしていたかどうかと考えております。

諸兄御承知のとおり、鹿児島は幕末期、維新の大業に活躍した人物を多く輩出し、日本の夜明けをもたらせた歴史的な果でありました。十周年でひと区切りし、まさしく青年期に入った我が全青税が、税理士会の良心として決意を新たにすに、正にうつつけの開催地であります。

現在、鹿児島青税の同志が、松田実行委員長を中心に、大会を成功させる為、連日、東奔西走してくれております。私も、大会準備の為、大きらいな飛行機に乗って鹿児島に行きました。飛行機は、安全な乗物だということも、だんだん解ってきた様な気がいたしました。東京から一時間四十分、鹿児

その為には直接税主導型の現行税制を原点に立ち戻り、見直しを曲された諸制度の立て直しをはかる必要がある。むしろ、その方が逆進性の強い一般消費税の導入による財源の確保をするよりも、国民的合意が得られるものと考えられる。

鳥空港は、フェニックスが繁り、南国ムード一杯です。ハワイアンが聞こえてくる様な気もいたします。空港から市内に通ずるハイウェイのリムジンバスの車窓に飛び込む景色は、「絶景かな〜」であります。鹿児島市の夜は、これまた「絶景かな」であります。左ききの私には、今思い出してもノドが鳴る。焼酎の味が忘れられませんが、あのお湯割りの味です。

また九州ラーメンは、ききしに勝るうまさです。太いから、細いの、又白いのや黒いの、どのラーメンも、味はばつぐんでした。是非、「女房にも食わせたい」と思っております。

もう一つ諸兄に御紹介したいことがありますが、紙面の都合（これはタテマエ）で、書きません。もう一つの鹿児島には是非御期待下さい。第二次募集を行っております。一人でも多くの会員の御参加を御待ちしております。

連絡本部長 石井吉夫